

森林・林業再生基盤づくり交付金（新規） ＜うち、森林づくり活動基盤の整備＞

【平成25年度概算決定額 1, 6 1 2, 1 6 4（0）千円の内数】

事業のポイント

- 山村地域や都市近郊の里山林等において、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施します。

（背景／課題）

- ・ 平成23年7月策定の森林・林業基本計画において、森林の有する機能や木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、身近な自然環境である里山林の活用などにより森林環境教育等を推進することとされており、森林・林業に関する知識・技術の一層の普及を図る場が必要となっています。
- ・ 改正環境保全活動・環境教育推進法が昨年10月に施行され、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体験学習・体験活動の機会を提供していくことが求められています。

政策目標

- 森林（もり）づくり活動への年間延べ参加者数の増加

＜内容＞

森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場となる森林・施設の整備を支援します。

- ① 観察林、実習林等の森林フィールド整備
- ② 観察施設、体験施設等の森林環境教育施設の整備
- ③ 衛生施設、案内板等共同施設の整備

＜交付率＞

定額（1／2、4／10等）

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村等

＜事業実施期間＞

平成25年度～29年度（5年間）

〔担当課：林野庁計画課、研究・保全課〕